**自由民主党鳥取県支部連合会会長公選規程**

　第１章　総則

（会長の公選）

第１条　自由民主党鳥取県支部連合会（以下「県連」という。）の会長(以下｢会長｣という。)は、本規程の定めるところに従い、県連所属国会議員、県議会議員及び党員の投票によって公選する。

（会長選挙の管理）

第２条　会長を公選する選挙は、会長選挙管理委員会（以下「管理委員会」という。）が管理する。

２　管理委員会は、党紀委員長を委員長とし、委員長及び委員５人で構成する。

３　委員は、会長が指名する。

４　管理委員会に副委員長を置き、委員が互選する。

５　委員長は管理委員会を運営し、その事務を管理する。

６　委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

第２章　選挙人

（選挙人）

第３条　会長選挙の選挙権を有する者（以下「選挙人」という。）は、県連所属国会議員、県議会議員及び大会代議員規程による大会代議員とする。

２　党の機関及び党員は、選挙人資格に疑義あるときは、管理委員会に審査を請求することができる。

（選挙人名簿）

第４条　管理委員会は、党員に係る選挙人名簿（以下｢選挙人名簿｣という。）を党員名簿と照合の上作成し、これを保管する。

２　選挙人名簿には、選挙人の氏名、住所及び登録番号を記載しなければならない。

３　党員は、管理委員会の定める閲覧期間中に限り、選挙人名簿を閲覧することができる。

４　管理委員会は、選挙人名簿を一般に公開してはならない。

第３章　選挙期日

（会長選挙の施行期日等）

第５条　会長選挙の施行期日は、会長の任期満了の1か月前までに（会長が任期中に欠けたことにより臨時の会長選挙を行う場合にあっては速やかに）、管理委員会が常任総務会の議を経て決定し、公表するものとする。

２　管理委員会は、会長選挙の施行期日の決定に当たり、会長選挙の告示日、候補者届出締切日、投票日等の選挙日程を定めるものとする。

３　会長選挙の告示は、投票日の１２日前までにしなければならない。

４　候補者の届出は、告示した日から２日を経過する日までに行うものとする。

第４章　会長の候補者

（被選挙権）

第６条　会長選挙の被選挙権を有する者は、県連所属の国会議員、県議会議員とする。

（候補者の推薦等）

第７条　会長候補者は、県議会議員、県連地域支部長及び職域支部長のうち5人以上から候補者として推薦されたものとする。

２　前項の推薦しようとする者は、本人の承諾を得て、会長選挙の告示日以後、立候補者締切日までに管理委員会に文書により届け出なければならない。この場合においては、選挙責任者1人を併せて届け出なければならない。

（選挙人への告知）

第８条　管理委員会は、前条第２項の届出を受理したときは、届出締切り後速やかに、会長候補者の氏名及び会長選挙の期日を文書で全選挙人に発送しなければならない。

２　管理委員会は、前条第２項の届出を受理したときは、届出締切り後速やかに、会長候補者の経歴・所見を掲載した文書を全選挙人に発送しなければならない。

（選挙運動）

第９条　会長選挙における選挙運動は、管理委員会の定めるところにより行うものとし、それ以外の選挙運動を行ってはならない。

２　何人も、選挙の清潔、明朗及び公正を害する行為を行ってはならない。

第５章　投票及び開票

（選挙の方法）

第10条　会長選挙は、会長候補者につき第3条第1項に規定する選挙人の投票によって行う。

（投票の原則）

第11条　投票は1人1票とする。

２　投票は、単記無記名で行うものとする。

３　投票は、投票日に自ら投票所において、所定の投票用紙に候補者1名を記入して行う。

（開票）

第12条　開票は、投票後速やかに実施する。

２　開票立会人は、管理委員会委員及び選挙責任者又はその代理者とする。

（無効投票）

第13条　次の投票は、無効とする。

（１）正規の用紙を用いないもの

（２）会長候補者でない者（会長候補者を辞退した者を含む。）の氏名を記載したもの

（３）２人以上の会長候補者の氏名を記載したもの

（４）会長候補者の何人に対して投票したか確認できないもの

第６章　当選者

（当選者）

第14条　会長選挙においては、有効投票の得票の最も多かった者をもって当選者とする。この場合において、得票数が同じであるときは抽選によって決定する。

（無投票当選）

第15条　会長候補者が1人である場合又は1人となった場合は、投票は行わず、その者をもって当選者とする。

（立候補者がない場合）

第16条　立候補届出締切日までに会長候補者の届出のない場合、管理委員会委員長は、直ちに会長に報告する。

２　会長は、前項の報告を受けたときは、速やかに常任総務会において、会長候補者を選考し、選考された者の承諾を得たうえで、直ちに管理委員会に報告する。

（当選者の報告）

第17条　管理委員会委員長は、当選者（前条第２項により選考された者を含む。次項において同じ。）の決定後、直ちに会長に報告する。

２　会長は、前項の報告を受けたときは、速やかに総務に当選者を報告しなければならない。

第７章　不服申立て

（不服申立て）

第18条　本規程による会長選挙の手続きに関し不服がある者は、管理委員会に不服申立てをすることができる。

２　前項の申立てがあったときは、管理委員会は、速やかに裁定しなければならない。

３　管理委員会の裁定に不服がある者は、総務会に不服申立てをすることができる。

４　総務会の裁定に対しては、不服申立てをすることはできない。

附　則

１　この規程は、平成２７年９月２０日から施行する。

２　施行日以降最初に行う会長を公選する選挙については、第５条第１項の規定に関わらず、規程の施行後遅滞なく行う。